

公益社団法人福島青年会議所役員報酬規程

第1条 この規程は、公益社団法人福島青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第2条 正会員の資格を有する役員の報酬等は無報酬とする。

第3条 正会員の資格を有しない監事の報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬等は、日当による。
- (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき20,000円を上限とし、総会の決議によって定める。
- (3) 前項の規定に関わらず、本人が報酬を辞退した場合は支給しない。
- (4) 支給の方法は、出席の都度、銀行振込みによる。

第4条 本規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

本規程は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条1項に定める公益社団法人の設立の登記の日より施行する。